

平成25年9月2日

法務省大臣官房司法法制部審査監督課長

法令適用事前確認手続回答通知書

本年8月7日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。

記

1 照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて

照会のあった行為（以下「本件行為」という。）については、管理及び回収に係る債権が、通常の状態ではその満足ができないいわゆる紛争性のある債権に当たらない場合には、債権管理回収業に関する特別措置法第3条に規定する法務大臣の許可を要しない。

2 理由

本件行為は、管理回収に係る債権がいわゆる紛争性のある債権に当たらない場合には、同法第3条に規定する「債権管理回収業」に該当しない。